

令和5年度

教職課程

自己点検・評価報告書

山梨学院大学

令和6年3月

## 山梨学院大学 教職課程認定学部・学科（免許校種・免許教科）一覧

- ・法学部法学科（中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民））
- ・経営学部経営学科（高等学校教諭一種免許状（商業））
- ・健康栄養学部管理栄養学科（栄養教諭一種免許状）
- ・スポーツ科学部スポーツ科学科（中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育））

## 大学としての全体評価

山梨学院大学は法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部、国際リベラルアーツ学部の 5 学部から構成されている。このうち、教員免許は法学部において中学校一種免許状(社会)及び高等学校一種免許状(公民)、経営学部において高等学校一種免許状(商業)、スポーツ科学部において中学校一種免許状（保健体育）及び高等学校一種免許状(保健体育)、健康栄養学部において栄養教諭一種免許状の課程が設置されている。

今年度より、教職課程を担う組織として新たに「教職センター」が設置され、センター所属の専任教員 4 名を中心に学部と連携しながら、教職課程の安定的運用が可能な体制を整えることができた。今後は、教職協働をより一層強化しながら、教職課程教育の PDCA サイクルを回していくと共に、OB・OG と教育委員会等との連携・協働を強化していくことが重要である。また、「学校教育ボランティア」の単位化についても検討していくことが求められる。さらに、令和 5 年度は昨年に比べてシラバス上において、アクティブ・ラーニング及びグループワーク等を明確に位置付けている授業が減少しているため、教職課程科目担当者を中心にアクティブ・ラーニングの意義について再確認し、授業改善に向けた指導・助言を行っていくことが重要となる。

山梨学院大学

学長 青山貴子

## 目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検・評価	3
	基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な 取り組み	3
	基準領域2 学生の確保・育成・キャリア支援	12
	基準領域3 適切な教職課程カリキュラム	21
III	総合評価（全体を通じた自己評価）	26
IV	「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス	32
V	現況基礎データ一覧	33

## I 教職課程の現況及び特色

### 1 現況

- (1) 大学名：山梨学院大学
- (2) 学部名：法学部 経営学部 健康栄養学部 スポーツ科学部
- (3) 所在地：山梨県甲府市市酒折2丁目4-5
- (4) 学生数及び教員数

(令和5年5月1日現在)

#### 学生数

学部	教職課程履修者数	学生数(学部全体)
法学部	50	1,355
経営学部	16	1,487
健康栄養学部	18	152
スポーツ科学部	241	838

#### 教員数

学部	教育職員免許状の種類	免許教科	教職課程科目担当(教職・教科)	学部全体※
法学部	中学校教諭一種免許状	社会	25	18
法学部	高等学校教諭一種免許状	公民	25	
経営学部	高等学校教諭一種免許状	商業	30	19
スポーツ科学部	中学校教諭一種免許状	保健体育	29	19
スポーツ科学部	高等学校教諭一種免許状	保健体育	29	
健康栄養学部	栄養教諭一種免許状	—	4	11

※大学設置基準第11条(「大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。」)の対象となる教員は、教員数に含まない。

### 2 特色

本学の教職課程は、「広い国際的視野と教育実践に必要な知識及び技能を備え、創造力と行動力を発揮しながら学校教育に携われる教員を養成する」ことを理念に、教職課程を設置する4学部(法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部)の各学部で学修する理論(法学部：法学、経営学部：経営学、スポーツ科学部：スポーツ科学、健康栄養学部：栄養学)とその応用を基盤に、教員としての広い教

養と深い専門の知識をもつ人材を養成することを目的としている。

具体的に法学部では、中学校教諭一種免許状（社会）と高等学校教諭一種免許状（公民）が、経営学部では、高等学校教諭一種免許状（商業）が、スポーツ科学部では、中学校教諭一種免許状（保健体育）と高等学校教諭一種免許状（保健体育）が、健康栄養学部では、栄養教諭一種免許状が取得できる。

また、本学はカレッジ・スポーツが盛んであり、教職課程を履修する学生の多くがスポーツクラブに所属し、文武両道を目指しながら学修に取り組んでいる。履修者数に関しては、スポーツ科学部の履修者数が履修者全体数の7割以上を占めている。

以下、4つの目標及び目指す教師像に向け、教職課程教育が行われている。

・目標1：教育に対する使命感や責任感を持ち、常に子供から学び、共に成長しようとする姿勢を持つことができる。

⇒「熱意をもって子供と共に成長する先生」

・目標2：教職員、保護者・地域の関係者と連携・協働しながら職務を遂行しようとするすることができる。

⇒「協働的に課題解決が図れる先生」

・目標3：子供の発達や心身の状況に応じて適切な指導を行い、規律ある学級経営を行おうとすることができる。

⇒「子供の良さや可能性を伸ばせる先生」

・目標4：教科等の知識や技能や授業を行う上での基本的な表現力を身に付け、授業を行うことができる。

⇒「授業実践力のある先生」

## II 基準領域ごとの教職課程自己点検・評価

### 基準領域1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

#### 基準項目1-1 教職課程教育の目的・目標を共有

##### 〔現状〕

基準項目1-1の評価のために設定した3つの取り組み観点ごとに説明する。

取り組み観点①として設定した「教職課程教育の目的・目標を、『卒業認定・学位授与の方針』及び『教育課程編成・実施の方針』等を踏まえて設定し、育成を目指す教師像とともに学生に周知している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、本学の教職課程全体の目的・目標・育成を目指す教師像を踏まえ、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」を基に、教職課程教育の目的・目標を設定し、それらを本学の教職センターホームページで公表している（資料1-1-1）。また、3月末に実施される新2年生、新3年生、新4年生対象の教職ガイダンスでも毎回周知している（資料1-1-2）。

取り組み観点②として設定した「育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、育成を目指す教師像の実現に向けて、拡大教職委員会（※令和5年度4月より「拡大教職センター会議」）

（出席者：学長、教務部課長、教職委員会委員（※令和5年度4月より「教職センター教員」）、各学部の教職担当教員、教務課職員）を令和4年度末に開催（資料1-1-3）して教職課程の目的・目標を共有し、令和5年4月より「2023年度 教職課程年間活動予定」（資料1-1-4）に基づいた教職課程教育を進めている。

取り組み観点③として設定した「教職課程教育を通して育もうとする学修成果

(ラーニング・アウトカム) が、「卒業 認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）が本学の教職センターホームページで具体的に示されている（資料 1-1-1）。

#### 〔優れた取組〕

令和 5 年 4 月より、法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部に設置されている教職課程を一体的に運営するために「教職センター」が新設された。このセンターを中核としながら、教職課程運営に関わる教職員の共通理解及び協働体制に基づく教職課程教育が実施される運びとなった（資料 1-1-5）。

#### 〔改善の方向性・課題〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）について、「教職課程アンケート」（資料 1-1-6）を実施し、それを基に検証することとしている。今年度は、9 月に令和 4 年度の結果（全 A4 判 29 頁）を本学の教職センターが発行する年報（『教職課程教育研究』第 2 巻（2 号））（資料 1-1-7）に掲載した。しかしながら公表には多大な時間を要することから、毎年度公表していくか、あるいは隔年でまとめて公表していくかが検討課題となる。ただし、本学の教職センターの取組み状況について、学内外に広く知って頂くためにも学修成果の公表は継続させたいと考えている。

#### ＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 1-1-1：教職センターHP の「各種情報」の「I.教員養成の目標及び達成するための計画」（[https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku\\_plan.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku_plan.pdf)）
- ・資料 1-1-2：「各学年のガイダンス資料」
- ・資料 1-1-3：「230224 拡大教職委員会 議事録」

- ・資料 1-1-4 : 「2023 年度 教職課程年間活動予定」
- ・資料 1-1-5 : 教職センターHP (<https://www.ygu.ac.jp/tec/>)
- ・資料 1-1-6 : 「教職課程アンケート」
- ・資料 1-1-7 : 百瀬光一 「2022 年度山梨学院大学教職課程報告ー学修成果の可視化に着目してー」『教職課程教育研究 ONLINE ISSN 2758-0911』第 2 卷 (2 号)、山梨学院大学教職センター、2023 年、pp.17-45  
(<https://ygu.repo.nii.ac.jp/records/2000021>)



## 基準項目 1－2 教職課程に関する組織的工夫

### 〔現状〕

基準項目 1－2 の評価のために設定した 6 つの取り組み観点ごとに説明する。

取り組み観点①として設定した「教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している」に関しては、以下の通りである。

法学部では、中学校教諭一種免許状（社会）と高等学校教諭一種免許状（公民）の教職課程を設置している。「教科に関する専門的事項」では、いずれの教職課程においても必要専任教員数（中学校社会 4 人以上、高等学校公民 3 人以上）を確保している（資料 1－2－1）。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」においても必要専任教員数（2 人以上）を確保している（資料 1－2－1）。さらに、以上の専任教員の中で実務家教員 1 名を配置している（資料 1－2－2）。

経営学部では、高等学校教諭一種免許状（商業）の教職課程を設置している。「教科に関する専門的事項」では、いずれの教職課程においても必要専任教員数（高等学校商業 4 人以上）を確保している（資料 1－2－1）。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」においても必要専任教員数（2 人以上）を確保している（資料 1－2－1）。さらに、以上の専任教員の中で実務家教員 2 名を配置している（資料 1－2－2）。

スポーツ科学部では、中学校教諭一種免許状（保健体育）と高等学校教諭一種免許状（保健体育）を設置している。「教科に関する専門的事項」では、いずれの教職課程においても必要専任教員数（中学校保健体育 3 人以上、高等学校保健体育 3 人以上）を確保している（資料 1－2－1）。また、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」においても必要専任教員数（2 人以上）を確保している（資料 1－2－1）。さらに、以上の専任教員の中で実務家教員 3 名を配置している（資料 1－2－2）。

健康栄養学部では、栄養教諭一種免許状の教職課程を設置している。「教育の基礎的理解に関する科目等」では、必要専任教員数（2人以上）を確保している（資料1-2-1）。この専任教員の中で実務家教員1名を設置している（資料1-2-2）。

さらに、今年度教職センターが設置された。教職センター所属の専任教員4名と教職センター研究員の専任教員3名、事務担当の教務課員1名で構成されている。教職センター所属の専任教員4名の内訳は、実務家教員2名（教授、特任講師）、研究者教員2名（准教授、特任講師）、教職センター研究員に所属する専任教員3名（いずれもスポーツ科学部所属）の内訳は、研究者教員1名（教授）、実務家教員2名（特任教授、准教授）からなる。教職センターを中心として、各学部の教職課程の協働体制が構築されている（資料1-2-3）。

取り組み観点②として設定した「教職課程の運営に関して全学組織（教職課程センター等）と学部（学科）の教職課程担当者との適切な役割分担を図っている」に関しては、以下の通りである。

法学部では、教職課程担当者として実務家教員を1名（教授）配置し、法学部と全学組織である教職センターとの連携を図っている（資料1-2-3）。

経営学部では、教職課程担当者として研究者教員を2名（准教授、特任講師）、実務家教員を1名（特任講師）配置し、経営学部と全学組織である教職センターとの連携を図っている（資料1-2-3）。

スポーツ科学部では、教職課程担当者として研究者教員を1名（教授）、実務家教員を2名（教授1名、准教授1名）配置し、スポーツ科学部と全学組織である教職センターとの連携を図っている（資料1-2-3）。

健康栄養学部では、教職課程担当者として研究者教員を1名（准教授）配置している（資料1-2-3）。学部運営の都合上、この教員は全学組織である教職センターの研究員には所属していない。そのため、教職センター運営会議及び全体会議の議事録（資料1-2-4）を開示したり、教職拡大委員会（※令和5年度4月

より「拡大教職センター会議」(出席者：学長、教務課、教職委員会(※令和5年度4月より「教職センター教員」)、健康栄養学部教職担当教員)を開催(資料1-2-5)したりしながら、情報共有を図っている。

取り組み観点③として設定した「教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、デジタル教科書を用いた教育指導に対応することも可能となっている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の実現を図る授業設計・運営について指導するための可動式の机がある教室での授業は、ごくわずかである(資料1-2-6)。しかしながら、4年生対象の「教育実習研修」(前期)及び「教職実践演習」(後期)の授業においては、優先的に可動式の机がある教室が確保されている(資料1-2-6)。また、夏季休業中に実施した第2回教職FD・SD研修会では、「教職実践演習」(後期)の全担当者を対象とした、デジタル教科書を活用した模擬授業の指導法に関する研修会を実施し、共通理解を深めた(資料1-2-7)。しかしながら、一人一台の端末を用いた授業運営ができる設備等に関しては、昨年度に引き続き、課題となっている。

取り組み観点④として設定した「教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD(ファカルティ・ディベロップメント)やSD(スタッフ・ディベロップメント)の取り組みを展開している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、授業評価アンケートを前期・後期と計2回実施(資料1-2-8)し、毎年シラバスの項目にある「前年度の授業を踏まえた今年度の授業」という箇所、前年度の授業評価アンケートの内容を反映させた授業改善の方法について明記し、授業の質的向上の意識化を図っている(資料1-2-9)。また、教職FD・SD研修会も年2回実施している(資料1-2-7、資料1-2-10)。

取り組み観点⑤として設定した「教職課程に関する情報公表を行っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、本学の教職センターホームページの「各種情報」の「教職課程に関する情報公開」において、「Ⅰ.教員養成の目標及び達成するための計画」、「Ⅱ-1.教員組織及び教員情報」、「Ⅱ-2.山梨学院大学教職センター規程」、「Ⅲ.教員養成に係る授業科目」、「Ⅳ.卒業者の教員免許状取得及び就職状況」、「Ⅴ.卒業者の就職状況」、「Ⅵ.教員養成に係る教育の質の向上に係る取組」等の情報公開を行っている（資料1-2-11）。

取り組み観点⑥として設定した「全学組織（教職課程センター等）と学部（学科）教職課程とが連携し、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検・評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、「2022年度教職課程年間活動予定」（資料1-2-12）に沿って、2022年度より教職委員会（2023年度より「教職センター」）と学部の教職課程とが連携して自己点検・評価活動が実施され、3月末に報告書にまとめ公表することができた（資料1-2-13）。さらに、この自己点検・評価結果を基に改善点を洗い出し、それを踏まえて2023年度の教職課程教育が「2023年度教職課程年間活動予定」（資料1-2-14）に沿って展開され、令和5年度の自己点検・評価活動も無事実施することができた。

#### 【優れた取組】

令和4年度に作成した『令和4年度 教職課程自己点検評価報告書』では、一般社団法人全国私立大学教職課程協会より、【審査大学の特色ある取り組み】として以下のコメントを頂くことができた（資料1-2-15）。

- ・ 教職委員会を中心に全学的な教職課程運営が行われている。学生情報の共有が進められ、各学部教職課程におけるきめ細かい指導に結実している。
- ・ 各学部「教育実習研修」の授業前に授業担当者による教職FD・SDを開催し、

授業運営に共通効果を実現するための研修は、学部を超えた担当教員間の研修は全国的にも事例として少なく重要である。

### 〔改善の方向性・課題〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、昨年度より実施された自己点検・評価活動を踏まえながら、今年度新たに設置された教職センターを中核として、継続的・効果的に PDCA サイクルを回しながら教職課程教育を展開していくことが重要となる。そのためには、定期的に教職センター運営会議（教職センター所属教員、教務課員参加）及び教職センター全体会議（教職センター所属教員、教職センター研究員参加）をそれぞれ月 2 回程度開催しながら、教職課程教育に関わる「2023 年度 教職課程年間活動予定」（資料 1 - 2 - 14）の進捗状況等を確認し合ったり、実施した活動の成果と課題を明確化したりしていくことが必要となる（資料 1 - 2 - 4）。また、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現を図るための授業設計・運営について指導するための教室を中心とする環境の整備（資料 1 - 2 - 6）や ICT 教育環境の整備も昨年度に引き続き、課題となっている。

### ＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 1 - 2 - 1 : 「教職課程に関する情報公開」の「II-1.教員組織及び教員情報」（[https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoin-soshiki-iyoho.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoin-soshiki-iyoho.pdf)）
- ・資料 1 - 2 - 2 : 「2023 年度 シラバス」の「実務経験のある教員による授業科目（実務経験の概要）」（<https://unipa.ygu.ac.jp/uprx/up/km/kmh005/Kmh00501.xhtml>）
- ・資料 1 - 2 - 3 : 「2023 年度 教職センター組織図」
- ・資料 1 - 2 - 4 : 「教職センター議事録」
- ・資料 1 - 2 - 5 : 「230224 拡大教職委員会 議事録」
- ・資料 1 - 2 - 6 : 「教育課程表・時間割」

([https://ygufaculties.sharepoint.com/sites/teachers\\_portal/Shared%20Documents/Forms/AllItems.aspx?id=%2Fsites%2Fteachers%5Fportal%2FShared%20Documents%2FE6%95%99%E8%82%B2%E8%AA%B2%E7%A8%8B%E8%A1%A8%E3%83%BB%E6%99%82%E9%96%93%E5%89%B2&p=true&ga=1](https://ygufaculties.sharepoint.com/sites/teachers_portal/Shared%20Documents/Forms/AllItems.aspx?id=%2Fsites%2Fteachers%5Fportal%2FShared%20Documents%2FE6%95%99%E8%82%B2%E8%AA%B2%E7%A8%8B%E8%A1%A8%E3%83%BB%E6%99%82%E9%96%93%E5%89%B2&p=true&ga=1))

・資料 1－2－7：「第 2 回教職 FD・SD 研修会資料」

・資料 1－2－8：山梨学院 UNIPA 上の「授業評価結果照会」

(<https://unipa.ygu.ac.jp/uprx/up/bs/bsa001/Bsa00101.xhtml>)

・資料 1－2－9：山梨学院 UNIPA 上の「シラバス」の「前年度の授業を踏まえた今年度の授業」

(<https://unipa.ygu.ac.jp/uprx/up/km/kmh005/Kmh00501.xhtml>)

・資料 1－2－10：「第 1 回教職 FD・SD 研修会資料」

・資料 1－2－11：教職センターHP：「各種情報」

(<https://www.ygu.ac.jp/tec/information/>)

・資料 1－2－12：「2022 年度 教職課程年間活動予定」

・資料 1－2－13：「令和 4 年度 教職課程自己点検評価報告書 山梨学院大学」([https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2023/06/c6acf679e2c509e1960604f7f804f19c.pdf)

[content/uploads/2023/06/c6acf679e2c509e1960604f7f804f19c.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2023/06/c6acf679e2c509e1960604f7f804f19c.pdf))

・資料 1－2－14：「2023 年度 教職課程年間活動予定」

・資料 1－2－15：「全私教協 令和 4（2022）年度「教職課程自己点検・評価報告書」審査結果」([https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2023/06/753d34fb3c2e0cc873d4e6d8b27449a6.pdf)

[content/uploads/2023/06/753d34fb3c2e0cc873d4e6d8b27449a6.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2023/06/753d34fb3c2e0cc873d4e6d8b27449a6.pdf))

## 基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援

### 基準項目 2-1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

#### 〔現状〕

基準項目 2-1 の評価のために設定した 4 つの取り組み観点ごとに説明する。

取り組み観点①として設定した「当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を『入学者受入れの方針』等を踏まえて、設定し、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している」に関しては、以下の通りである。

法学部では、大学全体の 3 ポリシー及び法学部の 3 ポリシーを踏まえた「法学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料 2-1-1）するとともに、4 月の法学部新入生ガイダンスで教職課程の概要を示し（資料 2-1-2）、その上で 10 月に 1 年生対象の教職課程ガイダンスとその参加者を対象とした適性検査を実施し、教職課程の履修者を選考している（資料 2-1-3）。

経営学部でも、大学全体の 3 ポリシー及び経営学部の 3 ポリシーを踏まえた「経営学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料 2-1-1）するとともに、4 月の経営学部新入生ガイダンスで教職課程の概要を示し（資料 2-1-2）、その上で 10 月に 1 年生対象の教職課程ガイダンスとその参加者を対象とした適性検査を実施し、教職課程の履修者を選考している（資料 2-1-3）。

スポーツ科学部でも、大学全体の 3 ポリシー及びスポーツ科学部の 3 ポリシーを踏まえた「スポーツ科学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料 2-1-1）するとともに、4 月のスポーツ科学部の新入生ガイダンスで教職課程の概要を示し（資料 2-1-2）、その上で 10 月に 1 年生対象の教職課程ガイダンスとその参加者を対象とした適性検査を実施し、教職課程の履修者を選考している（資料 2-1-3）。

健康栄養学部でも、大学全体の 3 ポリシー及び健康栄養学部の 3 ポリシーを踏ま

えた「健康栄養学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料 2-1-1）するとともに、4月の健康栄養学部新生ガイダンスで教職課程の概要を示し（資料 2-1-2）、その上で10月に1年生対象の教職課程ガイダンスとその参加者を対象とした適性検査を実施し、教職課程の履修者を選考している（資料 2-1-3）。

取り組み観点②として設定した「『教育課程編成・実施の方針』等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している」に関しては、以下の通りである。

法学部では、大学全体の3ポリシー及び法学部の3ポリシーを踏まえた「法学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料 2-1-1）するとともに、教職を担うにふさわしい学生の質保証を確保するために、以下の基準を満たす者が教職課程の履修開始及び継続ができる者としている。2年生（教職課程の履修開始）は、前年度10月に実施した適性検査（資料 2-1-3）の合格者であること、3年生（教職課程の履修継続）は、2年次までのGPAが1.5以上（資料 2-1-4）であること、4年生（教職課程の履修継続（教育実習））は、3年次までの「教育実習の受講資格」の要件科目（資料 2-1-5）の全履修を完了していることとしている。

経営学部でも、大学全体の3ポリシー及び経営学部の3ポリシーを踏まえた「経営学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料 2-1-1）するとともに、教職を担うにふさわしい学生の質保証を確保するために、以下の基準を満たす者が教職課程の履修開始及び継続ができる者としている。2年生（教職課程の履修開始）は、前年度10月に実施した適性検査（資料 2-1-3）の合格者であること、3年生（教職課程の履修継続）は、2年次までのGPAが1.5以上（資料 2-1-4）であること、4年生（教職課程の履修継続（教育実習））は、3年次までの「教育実習の受講資格」の要件科目（資料 2-1-5）の全履修を完了していることとしている。



スポーツ科学部でも、大学全体の3ポリシー及びスポーツ科学部の3ポリシーを踏まえた「スポーツ科学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料2-1-1）するとともに、教職を担うにふさわしい学生の質保証を確保するために、以下の基準を満たす者が教職課程の履修開始及び継続ができる者としている。2年生（教職課程の履修開始）は、前年度10月に実施した適性検査（資料2-1-3）の合格者であること、3年生（教職課程の履修継続）は、2年次までのGPAが1.5以上（資料2-1-4）であること、4年生（教職課程の履修継続（教育実習））は、3年次までの「教育実習の受講資格」の要件科目（資料2-1-5）の全履修を完了していることとしている。

健康栄養学部でも、大学全体の3ポリシー及び健康栄養学部の3ポリシーを踏まえた「健康栄養学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料2-1-1）するとともに、教職を担うにふさわしい学生の質保証を確保するために、以下の基準を満たす者が教職課程の履修開始及び継続ができる者としている。2年生（教職課程の履修開始）は、前年度10月に実施した適性検査（資料2-1-3）の合格者であること、3年生（教職課程の履修継続）は、2年次までのGPAが1.5以上（資料2-1-4）であること、4年生（教職課程の履修継続（教育実習））は、3年次までの「教育実習の受講資格」の要件科目（資料2-1-5）の全履修を完了していることとしている。

取り組み観点③として設定した「卒業認定・学位授与の方針」等を踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている」に関しては、以下の通りである」に関しては、以下の通りである。

法学部では、大学全体の3ポリシー及び法学部の3ポリシーを踏まえた「法学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料2-1-1）するとともに、20名程度の人数を目途に履修学生の受け入れを行っている。令和3年度は22名、令和4年度は9名、今年度は19名となっている（資料2-1-6）。令和4年度は、1年生対象の教職課程ガイドン

スで、「4年次に教採試験を受験することを履修条件とすること」を強くアピールしたことが要因となり、例年に比して少なくなっている。

経営学部でも、大学全体の3ポリシー及び経営学部の3ポリシーを踏まえた「経営学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料2-1-1）するとともに、20名程度の人数を目途に履修学生の受け入れを行っている。令和3年度は5名、令和4年度は8名、今年度は3名となっている（資料2-1-6）。毎年各自治体の高等学校商業の教員募集数が少ないことが要因となり、他学部に比して履修者数は少ない。

スポーツ科学部でも、大学全体の3ポリシー及びスポーツ科学部の3ポリシーを踏まえた「スポーツ科学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料2-1-1）するとともに、90名程度の人数を目途に履修学生の受け入れを行っている。令和3年度は80名、令和4年度は55名、今年度は103名となっている（資料2-1-6）。今年度は適性数を超えており、課外時間による個別指導等が重要となる。

健康栄養学部でも、大学全体の3ポリシー及び健康栄養学部の3ポリシーを踏まえた「健康栄養学部の教職課程の目標と育成を目指す教師像」を策定して本学の教職センターホームページで公表（資料2-1-1）するとともに、5名程度の人数を目途に履修学生の受け入れを行っている。令和3年度は2名、令和4年度は5名、今年度は11名となっている（資料2-1-6）。スポーツ科学部同様に、今年度は適性数を超えており、課外時間による個別指導等が重要となる。

取り組み観点④として設定した『履修カルテ』を活用する等、学生の適性や資質に応じた教職指導が行われている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、2年生と3年生に『履修カルテ』（資料2-1-7）と「教職面接記録用紙」（資料2-1-8）を活用した個別面接指導を実施している。3年生は前期の6～7月、2年生は後期の11月～12月に、一人10分から15分程度を目安に履修・学修指導、生活指導、キャリア

ア支援等を行っている（資料2-1-9）。

#### 〔優れた取組〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、先述した教職課程履修学生の面接指導以外に月4回の教職センター会議（教職センター運営会議計2回：教職センター所属教員4名＋教務課員1名参加、教職センター全体会議計2回：教職センター所属教員4名＋教職センター研究員3名参加）を開き、その中で毎回「学生指導」という議題を設定（資料2-1-10）し、各担当授業で配慮を要する学生の情報交換を密にしながら、履修指導及びキャリア支援等に生かしている。

#### 〔改善の方向性・課題〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、毎年教職履修者数に変動があることが課題となっており、経営学部が少なく、スポーツ科学部が多くなるという傾向がある（資料2-1-6）。「履修者数の確保」という面と「質保証」という面からのバランスが求められるところである。「履修者数の確保」という面からは、教員就職者数を毎年安定的に一定程度輩出していくということと、「質保証」という面からは、教職課程募集ガイダンスで、「将来教職に就くこと」を前提に呼び掛けていくことの両面での工夫が必要となる。

なお、経営学部では、来年度入学生より、高等学校一種免許状（商業）に加え、新たに中学校一種免許状（社会）の課程認定申請を行い、このことにより履修者数の安定的確保を目指している（資料2-1-11）。

#### ＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料2-1-1：教職センターHPの「各種情報」の「I.教員養成の目標及び達成するための計画」（[https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku\\_plan.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku_plan.pdf)）
- ・資料2-1-2：「2023年度 新入生向け教職課程ガイド」
- ・資料2-1-3：「2023年度 教職課程ガイダンスのお知らせ」
- ・資料2-1-4：「2023年 2年生教職ガイダンス用PPT」

- ・資料 2 - 1 - 5 : 『2023 学生便覧』 pp.100-101  
(<https://www.ygu.ac.jp/ygu-hondana/uhb/index.html#page=105>)
- ・資料 2 - 1 - 6 : 「2023 教職課程報告」
- ・資料 2 - 1 - 7 : 『履修カルテ』
- ・資料 2 - 1 - 8 : 「2023 年度 教職面接指導記録用紙」
- ・資料 2 - 1 - 9 : 「2023 年度 面接指導計画一覧表」
- ・資料 2 - 1 - 10 : 「2023 年度 教職センター議事録」
- ・資料 2 - 1 - 11 : 「経営学部 課程認定申請書類」

## 基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

### 〔現状〕

基準項目 2-2 の評価のために設定した 5 つの取り組み観点ごとに説明する。

取り組み観点①として設定した「学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、2、3年生の教職履修学生に対して個別面接指導（2年生：後期（11月～12月）、3年生：前期（6月～7月））を実施（資料 2-2-1）し、「面接記録用紙」（資料 2-2-2）と『履修カルテ』（資料 2-2-3）を活用しながら個々の学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握し、指導に役立てている。

取り組み観点②として設定した「学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、4年生の教職履修学生を中心に、3年次に実施した個別面接指導の記録（資料 2-2-4）を基に、教員志望者（教員採用試験一次・二次対策）、進学予定者（教職大学院及び特別支援教育専攻科の入試対策）等に対して、4月より教職センター所属の各教員を中心に組織的に指導を進めている（資料 2-2-5）。また、2月に本学の就職キャリアセンターと連携を図り、「教採試験対策講座」（協同出版）も開講している（資料 2-2-6）。

取り組み観点③として設定した「教職に就くための各種情報を適切に提供している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、本学の就職キャリアセンター及び山梨大学との連携を図りながら、提供頂いた各種情報を 2022 年度新たに設置した Moodle 版の YGU 教職センターHP（資料：2-2-7）で、例えば、教採試験情報、教採試験対策資料の紹介、山梨大学教職大学院入試説明会の案内、山梨大学特別支援教育専攻科の入学案内などについて掲示し、情報提供を行っている。

る（資料：2-2-8）。なお、この Moodle 版の YGU 教職センターHP は、教職課程を履修する学生に限定したものであるとして設定されている。

取り組み観点④として設定した「教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、6月に現職教員（OB・OG）を招聘した「教育講演会」（資料2-2-1、資料2-2-9）を実施し、「教職の魅力」について語って頂く機会を設定している。また、11月に「教採試験結果報告会」（資料2-2-1、資料2-2-10）も実施している。これらの活動を通して、教員免許状取得件数及び教員就職率を高めることをねらっている。

取り組み観点⑤として設定した「キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を図っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、6月に現職教員（OB・OG）を講師とした「教育講演会」（資料2-2-1、資料2-2-9）、12月に現職教員（OB・OG）と甲府市教育委員会を講師とした「教育講話」（資料2-2-1、資料2-2-11）を実施し、教職に就いている卒業生や地域の人材との連携を図りながら、キャリア支援を実施している。

#### 〔優れた取組〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、教職課程の履修学生に対するキャリア支援の特色として、OB・OGによる「教育講演会」（資料2-2-1、資料2-2-9）及び「教育講話」（資料2-2-1、資料2-2-11）に加え、先輩の体験を後輩たちに伝える「教採試験結果報告会」（資料2-2-1、資料2-2-10）を設定している点にある。身近な先輩の話聞くことを通して、教採試験に向けた意識づけを図る会としている。また、本学の就職キャリアセンターとの連携で、毎年2月に外部講師を招聘した「教採試験対策講座」（資料2-2-6）も開講している。プロの講師を招聘した講座を受講することを通して、教採試

験に対する現状の学力を知るとともに、今後の試験対策に向けた課題を明確化している。毎年20～40名程度の学生が受講している（資料2-2-12）。

#### 〔改善の方向性・課題〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、先述した先輩の体験を後輩たちに伝える「教採試験結果報告会」に関して、毎年一定数の教採試験の現役合格者（今年度は1名）が求められる（資料2-2-10）。さらに、3年生段階で教採試験を希望する学生の対応も求められる。このためには、教職課程の履修を開始する2年生の早い段階から教採試験に向けた具体的支援が必要となる。現在、協同出版社による全国模試の受検（対象：2年生以上）を促し、教採試験対に向けた意識付けを図っている（資料2-2-12）。

#### <根拠となる資料・データ等>

- ・資料2-2-1：「2023年度 教職課程年間活動予定」
- ・資料2-2-2：「2023年度 教職面接指導記録用紙」
- ・資料2-2-3：『履修カルテ』
- ・資料2-2-4：「3年生面接指導分担表(まとめ)」
- ・資料2-2-5：「教職センターの組織及び業務分担」
- ・資料2-2-6：「教採試験対策講座」
- ・資料2-2-7：Moodle版 YGU 教職センターHP

(<https://mdl.ygu.mobi/>)

- ・資料2-2-8：Moodle版 YGU 教職センターHP

([コース: 2023 教職課程4年生コース \(ygu.mobi\)](#))

- ・資料2-2-9：「教育講演会」関連資料
- ・資料2-2-10：「教採試験結果報告会」に関する議事録
- ・資料2-2-11：「教育講話」関連資料
- ・資料2-2-12：「教採試験対策講座」の受講者数に関する議事録
- ・資料2-2-13：「協同出版教員採用試験模試」に関する議事録

### 基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

#### 基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

##### 〔現状〕

基準項目3-1の評価のために設定した8つの取り組み観点ごとに説明する。

取り組み観点①として設定した「教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学の精神を具現する特色ある教職課程教育を行っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、教職課程科目に限らず、キャップ制（資料3-1-1）を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用し、『学生便覧2023』（資料3-1-2）に示す通り、建学の精神を具現化すべく特色ある教職課程教育を実施している。

取り組み観点②として設定した「学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、学部の目的を踏まえて設定した法学部の教職課程の目標と教職課程科目との対応表を作成し、教職課程科目相互の関連性及び系統性を明示する（資料3-1-3）と共に、それ以外の学科科目においても学部の目的を踏まえながら、学年毎に履修できる科目を明示して系統性を確保し、コアカリキュラムに対応した教職課程カリキュラムを編成している（資料3-1-2）。

取り組み観点③として設定した「教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、本学が設置されている山梨県が策定した「【改定】やまなし教員育成指標」の「採用時」（資料3-1-4）の指標を参考としながら本学の教職課程の目標と各学部の教職課程の目標及び各



学年のルーブリック（資料3-1-5）を作成し、教職課程カリキュラムの編成・実施を行っている。

取り組み観点④として設定した「今日の学校における ICT 機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に関する科目」や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている」に関しては、以下の通りである。

法学部では、今年度新設された「教育における ICT 活用」（教職課程コアカリキュラム「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の対応科目）及び「社会科教育法」と「社会科・公民科教育法」の中で、ICT 機器の活用法について指導を行っている（資料3-1-6）。

経営学部では、今年度新設された「教育における ICT 活用」（教職課程コアカリキュラム「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の対応科目）及び「商業科教育法」の中で、ICT 機器の活用法について指導を行っている（資料3-1-6）。

スポーツ科学部では、今年度新設された「教育における ICT 活用」（教職課程コアカリキュラム「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の対応科目）及び「保健体育科教育法1（体育）」、「保健体育科教育法2（保健）」、「保健科内容・指導論」、「体育科内容・指導論1（体育理論）」、「体育科内容・指導論2（体育実技）」の中で、ICT 機器の活用法について指導を行っている（資料3-1-6）。しかしながら、「保健体育科指導論」においては、ICT 機器の活用法に関する具体的な指導については、シラバス上明確化されていない（資料3-1-6）。

健康栄養学部では、「教育方法論（栄養教諭）」の中で、ICT 機器の活用法について指導を行っている（資料3-1-6）。しかしながら、「食育指導法」においては、ICT 機器の活用法に関する具体的な指導については、シラバス上明確化されていない（資料3-1-6）。

取り組み観点⑤として設定した「アクティブ・ラーニング（「主体的・対話的で深い学び」）やグループワークを促す工夫により、課題発見や課題解決等の力量を

育成している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部では、「教育課程論」「道德教育指導論」「教育方法論（中・高）」「教育における ICT 活用」「進路指導論」「教育実習研修」「教職実践演習」等の科目を中心に、アクティブ・ラーニング及びグループワークを導入した授業を展開している（資料3-1-6）。しかしながら、2022年度と比べ、授業担当者の変更等による影響から、シラバスの項目「アクティブ・ラーニング実施の有無」上においてアクティブ・ラーニング及びグループワークを明確に位置付けている授業が減少している（資料3-1-7）。

健康栄養学部においては、「教育課程論」「道德教育指導論（栄養教諭）」「教育方法論（栄養教諭）」「教育相談」等の科目を中心に、アクティブ・ラーニング及びグループワークを導入した授業を実施している（資料3-1-6）。しかしながら、法学部、経営学部、スポーツ科学部と同様に、2022年度と比べ、授業担当者の変更等による影響から、シラバスの項目「アクティブ・ラーニング実施の有無」上においてアクティブ・ラーニング及びグループワークを明確に位置付けている授業が減少している（資料3-1-7）。

取り組み観点⑥として設定した教職課科目のシラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法を学生に明確に示している」に関しては以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、教職課程科目のシラバスにおいて、各科目の学修内容及び評価方法を学生に明示している（資料3-1-6）。

取り組み観点⑦として設定した「教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、3年次修了時まで習得しなければならない科目を設定し、『学生便覧』（資料3-1-8）で明示するとともに、個別面接指導（資料3-1-9）でも『履修カルテ』（資料3-1-10）を

活用しながら教育実習等に向けた指導を実施している。

取り組み観点⑧として設定した『履修カルテ』等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、『教職実践演習』の指導にこの蓄積を活かしている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、2，3年生では、『履修カルテ』（資料3-1-10）を用いた個別面接指導（資料3-1-9）を実施し、さらに4年次では、教育実習前の意識づくりとして『履修カルテ』内にある本学の教職課程の目標の達成度に対する「自己評価」（資料3-1-10）をさせると共に、「教職実践演習」においても『履修カルテ』を用いて自身の履修状況を振り返らせながら、今後の自己課題を設定（資料3-1-6）させている。

#### 〔優れた取組〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部では、4年次必修科目の「教育実習研修」と「教職実践演習」は、教職センターでシラバスを作成すると共に、担当教員による教育効果の「差」が生じないように同一の教育効果をねらう目的として、今年度より「教育実習研修」と「教職実践演習」の両科目においては、教職センター主催の教職FD・SD研修会を授業開始前に実施（資料3-1-11）し、授業運営における留意点の共有化に加え、シラバス上に明記された授業内容を効果的に進めるための手法も学び合っている（昨年度までは「教育実習研修」のみ実施）。

健康栄養学部では、「教職実践演習（栄養教諭）」において、教職センター所属教員と健康栄養学の教職課程担当者とで協働でシラバスを作成すると共に、オムニバス形式で協働的な授業運営も行っている（資料3-1-6）。

#### 〔改善の方向性・課題〕

スポーツ科学部では「保健体育科指導論」、健康栄養学部では「食育指導法」が、ICT機器の活用法に関する具体的な指導についての記述がシラバス上明確化されていない（資料3-1-6）。学校現場におけるICT機器導入の現状を踏まえながら、教職センターが両科目の担当者にICT機器の活用法に関する具体的な指導の

重要性について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていくこととする。

また、法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部においては、令和4年度と比べ、シラバスの項目「アクティブ・ラーニング実施の有無」上において、アクティブ・ラーニング及びグループワークを明確に位置付けている授業が減少している（資料3-1-7）ので、教職センターが教職科目担当者を中心に、担当授業においてアクティブ・ラーニング及びグループワークを位置付けることの意義について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていくこととする。

#### <根拠となる資料・データ等>

- ・資料3-1-1：「山梨学院大学学則」の「第7章 履修方法」

([https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-content/uploads/2023/04/2023gakusoku\\_univ.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2023/04/2023gakusoku_univ.pdf))

- ・資料3-1-2：『学生便覧 2023』 pp.87-102 (<https://www.ygu.ac.jp/ygu-hondana/uhb/index.html#page=93-107>)

- ・資料3-1-3：教職センターHPの「教職課程に関する情報公開」にある「Ⅰ.教員養成の目標及び達成するための計画」の「2 各学部の教職課程の目標と教職科目との対応」([https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku\\_plan.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku_plan.pdf))

- ・資料3-1-4：「【改定】やまなし教員育成指標」

(<https://www.ypec.ed.jp/ypechp/wp-content/uploads/2023/04/230426-%E3%80%90%E6%94%B9%E5%AE%9A%E3%80%91%E3%82%84%E3%81%BE%E3%81%AA%E3%81%97%E6%95%99%E5%93%A1%E8%82%B2%E6%88%90%E6%8C%87%E6%A8%99%EF%BC%88%E9%87%8D%E7%82%B9%E9%A0%85%E7%9B%AE%E3%81%94%E3%81%A8%E3%81%AB%E6%95%B4%E7%90%86%EF%BC%89.pdf>)

- ・資料3-1-5：教職センターHPにある「I.教員養成の目標及び達成するための計画」の「2 各学部の教職課程の目標と教職科目との対応」と「3 各学年のルーブリック」([https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku\\_plan.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2022/11/2022kyoshoku_plan.pdf))
- ・資料3-1-6：「2023年度 シラバス」(<https://unipa.ygu.ac.jp/uprx/up/bs/bsa001/Bsa00101.xhtml>)
- ・資料3-1-7：『令和4年度教職課程自己点検評価報告書』pp.20-23([https://www.ygu.ac.jp/wp\\_ygu/wp-content/uploads/2023/06/c6acf679e2c509e1960604f7f804f19c.pdf](https://www.ygu.ac.jp/wp_ygu/wp-content/uploads/2023/06/c6acf679e2c509e1960604f7f804f19c.pdf))
- ・資料3-1-8：『学生便覧』p.100 (<https://www.ygu.ac.jp/ygu-hondana/uhb/index.html#page=105>)
- ・資料3-1-9：「2023年度 面接指導計画一覧表」
- ・資料3-1-10：『履修カルテ』
- ・資料3-1-11：「2023 教職FD・SD研修会」

## 基準項目 3-2 実践的指導力育成と地域との連携

### 〔現状〕

基準項目3-2の評価のために設定した5つの取り組み観点ごとに説明する。

取り組み観点①として設定した「取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部では、4年次科目「教育実習研修」の授業時間内にシラバスで示した授業内容（資料3-2-1）の他、隙間時間を利用した模擬授業の時間を設定し、実際の教育実習での授業を想定した学習指導案の作成とその模擬授業を一人1回以上義務付け（資料3-2-2）、その上で「教育実習」を実施させている。

健康栄養学部においては、3年次科目「栄養教育実習指導」及び4年次科目「栄養教育実習」において、実践的指導力を育成する場を設定している（資料3-2-3）。

取り組み観点②として設定した「様々な体験活動（介護等体験、ボランティア、インターンシップ等）とその振り返りの機会を設けている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部においては、大学が独自に設定する科目として3年次科目「介護等体験実習（事前事後指導を含む）」（中学校教諭一種免許状必修）を設置し、介護等体験とその振り返りの機会を設定している（資料3-2-4）。それ以外にも、甲府市教育委員会が主催する「教育支援ボランティア（甲府市内の小・中学校の授業補助）」（資料3-2-5）を紹介し、実践及び振り返りの機会を与えている。インターンシップについては未実施である。また、今年度は、甲府市教育委員会の他、昭和町教育委員会とも連携を図り、夏季限定の同教育委員会が主催する「夏休みほたる學舎（山梨県昭和町の小・中学校の児童生徒の学習支援）」の学生ボランティアも紹介し、実践及び振り返りの機会を与える

ことができた（資料 3-2-6）。

取り組み観点③として設定した「地域の子供の実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、山梨県内の教員（OB・OG）及び甲府市教育委員会の指導主事を招聘した「教育講話」（資料 3-2-7）を毎年 12 月に実施し、地域の子供の実態や学校における教育実践の最新の事情等についての理解を図る場を設定している。

取り組み観点④として設定した「大学ないし教職課程センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、教職委員会と甲府市教育委員会との連携で、先述した甲府市教育委員会主催の「教育支援ボランティア」（資料 3-2-5）の募集と甲府市教育委員会の指導主事を講師とした「教育講話」（資料 3-2-7）の開催を実施している。また、今年度は、先述した昭和町教育委員会主催の「夏休みほたる學舎」の学生ボランティアの募集説明会を本学の教職センター内で実施することができた（資料 3-2-6）。さらに、昨年度に引き続き、山梨県教育委員会主催の「教員採用試験説明会」も本学を会場として実施した（資料 3-2-8）。

取り組み観点⑤として設定した「教職課程センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るために連携を図っている」に関しては、以下の通りである。

法学部、経営学部、スポーツ科学部では、主として母校実習を実施しているが、山梨県立甲府第一高等学校、山梨県立甲府東高等学校、山梨県立甲府南高等学校、山梨県立甲府城西高等学校、山梨県立甲府工業高等学校、甲府市立甲府商業高等学校、山梨県立塩山高等学校、山梨学院高等学校、甲府市立東中学校、甲府市立南中学校、山梨学院中学校を教育実習協力校として位置付けている（資料 3-2-9）。

健康栄養学部では、母校実習の他、山梨県教育委員会が管轄している小学校 177

校、中学校 89 校を教育実習協力校として位置付けている（資料 3-2-9）。

法学部では、経営学部と協働し、教職センター所属の教員を中心に教育実習期間中に、先述した教育実習協力校を含む山梨県内の学校訪問及び近隣の長野県と静岡県  
の学校訪問を実施している（資料 3-2-10）。

経営学部でも、法学部と協働し、教職委員会を中心に教育実習期間中に、先述した教育実習協力校を含む山梨県内の学校訪問及び近隣の長野県と静岡県の学校訪問を実施している（資料 3-2-10）。

スポーツ科学部では、教職センター研究員の教員を中心に教育実習期間中に、先述した教育実習協力校を含む山梨県内の他、山梨県外の学校訪問（資料 3-2-10）も広く実施している。

健康栄養学部では、先述した教育実習協力校の他、教職履修学生の母校の学校訪問を実施している（資料 3-2-10）。

#### 〔優れた取組〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、山梨県内の教員（OB・OG）と甲府市教育委員会の指導主事を招聘した「教育講話」を、ここ数年継続して実施している（資料 3-2-7）。地域の子供の実態や学校における教育実践の最新の事情等の理解を図るための重要な機会として、今後も OB・OG 及び教育委員会との連携・協働を図りながら継続させていくことが重要となる。

#### 〔改善の方向性・課題〕

法学部、経営学部、スポーツ科学部、健康栄養学部では、教育委員会主催の児童生徒と触れ合うボランティアに参加した学生は一部の学生のみであった（資料 3-2-5、資料 3-2-6）。さらに、より多くの学生が、各種ボランティアに参加できるよう、教職センターとして積極的に参加を呼び掛けていくと共に、山梨県内にあるより多くの教育委員会との連携・協働を図りながら、多種多様なボランティアの機会を学生に提供していくことが重要となる。

#### ＜根拠となる資料・データ等＞



- ・資料3-2-1 : 「教育実習研修」のシラバス

(<https://unipa.ygu.ac.jp/uprx/up/bs/bsa001/Bsa00101.xhtml>)

- ・資料3-2-2 : 「2023 教育実習研修・実習計画 2023.4.1」

資料3-2-3 : 「栄養教育実習指導」及び「栄養教育実習」のシラバス

(<https://unipa.ygu.ac.jp/uprx/up/bs/bsa001/Bsa00101.xhtml>)

- ・資料3-2-4 : 「介護等体験実習（事前事後指導を含む）」のシラバス

(<https://unipa.ygu.ac.jp/uprx/up/bs/bsa001/Bsa00101.xhtml>)

- ・資料3-2-5 : 「甲府市教育支援ボランティア」の募集資料等

資料3-2-6 : 「昭和町教育委員会主催『夏休みほたる學舎』の学生ボランティア」の募集資料

- ・資料3-2-7 : 「2023 年度 教育講話関連資料」

- ・資料3-2-8 : 「第15回教職センター全体会議議事録」

- ・資料3-2-9 : 「課程認定申請資料」

- ・資料3-2-10 : 「2023 訪問計画(案)」

### Ⅲ. 総合評価（全体を通じた自己評価）

法学部については、以下の通りである。

基準領域1「教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」に関しては、令和5年4月より、各学部に設置されている教職課程を一体的に運営するために「教職センター」が新設された。このセンターを中核に、教職課程運営に関わる教職員の共通理解及び協働体制に基づく教職課程教育が実施される運びとなった。

また、令和4年度に作成した『令和4年度 教職課程自己点検評価報告書』では、一般社団法人全国私立大学教職課程協会より、「審査大学の特色ある取り組み」として以下の評価を得た。

- ・教職委員会を中心に全学的な教職課程運営が行われている。学生情報の共有が進められ、各学部教職課程におけるきめ細かい指導に結実している。
- ・各学部「教育実習研修」の授業前に授業担当者による教職FD・SDを開催し、授業運営に共通効果を実現するための研修は、学部を超えた担当教員間の研修は全国的にも事例として少なく重要である。

この評価を大きな励みとし、令和5年度の教職課程教育も教職協働で実施することができた。

今後の課題としては、教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）について、アンケートを基に検証し、公表することに関してである。令和5年度は、9月に令和4年度の結果を本学の教職センターが発行する年報に掲載した。しかしながら、公表に要する負担はとても大きい。このことから、毎年度公表していくか、あるいは隔年でまとめて公表していくかが検討課題となっている。ただし、本学の教職センターの取組み状況について、学内外に広く知って頂くためにも学修成果の公表については継続させたい。

また、教職センターを中核として、継続的・効果的にPDCAサイクルを回しながら教職課程教育を展開していくことも重要となる。そのためには、定期的に教

職センター会議を開催しながら、教職課程教育に関わる年間活動の進捗状況等を確認し合ったり、実施した活動の成果と課題を明確化したりしていくことが必要となる。主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現を図るための授業設計・運営について指導するための教室を中心とする環境の整備や ICT 教育環境の整備も昨年度に引き続き、重要課題である。

基準領域 2 「学生の確保・育成・キャリア支援」に関しては、教職課程履修学生の面接指導（前期：3年生、後期：2年生、通年：4年生）以外に月 4 回の教職センター会議を開き、その中で毎回「学生指導」という議題を設定し、各授業で配慮を要する学生の情報交換を密にしながら、履修指導及びキャリア支援等に生かしている。

また、教職課程の履修学生に対するキャリア支援として、OB・OG による「教育講演会」及び「教育講話」、先輩の体験を後輩たちに伝える「教採試験結果報告会」を設定している。さらに、本学の就職キャリアセンターとの連携で、毎年 2 月に外部講師を招聘した「教採試験対策講座」も開講している。プロの講師を招聘した講座を受講することを通して、教採試験に対する現状の学力を知るとともに、今後の試験対策に向けた課題を明確化している。

今後は、毎年教職履修者数に変動があることが課題となっている。「履修者数の確保」という面と「質保証」という面からのバランスが求められる。「履修者数の確保」という面からは、教員就職者数を毎年安定的に一定程度輩出していくということと、「質保証」という面からは、教職課程募集ガイダンスで、「将来教職に就くこと」を前提に呼び掛けていくことの両面での工夫が必要となる。

また、先述した「教採試験結果報告会」に関しては、毎年一定数の教採試験の現役合格者（今年度は 1 名）が求められる。さらに、3 年生段階で教採試験を受検する学生の対応も求められる。このためには、教職課程の履修を開始する 2 年生の早い段階から教採試験に向けた具体的支援が必要となる。

基準領域 3 「適切な教職課程カリキュラム」に関しては、4 年次必修科目の「教

育実習研修」と「教職実践演習」は、教職センターでシラバスを作成すると共に、担当教員による教育効果の「差」が生じないように同一の教育効果をねらう目的として、今年度より「教育実習研修」と「教職実践演習」の両科目においては、教職センター主催の教職FD・SD研修会を授業開始前に実施し、授業運営における留意点の共有化に加え、シラバス上に明記された授業内容を効果的に進めるための手法も学び合っている。

また、山梨県内の教員（OB・OG）と甲府市教育委員会の指導主事を招聘した「教育講話」は、ここ数年継続して実施している。地域の子供の実態や学校における教育実践の最新の事情等の理解を図るための重要な機会として、今後もOB・OG及び教育委員会等との連携・協働を図りながら継続させていくことが重要である。

今後は、令和4年度と比べ、シラバスの項目「アクティブ・ラーニング実施の有無」上において、アクティブ・ラーニング及びグループワークを明確に位置付けている授業が減少している。教職センターが教職科目担当者を中心に、担当授業においてアクティブ・ラーニング及びグループワークを位置付けることの意義について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていくことが必要である。

また、教育委員会主催の児童生徒と触れ合うボランティアに参加した学生は一部の学生のみであったので、より多くの学生が、各種ボランティアに参加できるよう、教職センターとして積極的に参加を呼び掛けていくと共に、山梨県内にいるより多くの教育委員会との連携・協働を図りながら、多種多様なボランティアの機会を学生に提供していくことが重要となる。

経営学部においても、基準領域1「教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」、基準領域2「学生の確保・育成・キャリア支援」、基準領域3「適切な教職課程カリキュラム」に関して、法学部と同様である。

スポーツ科学部については、以下の通りである。

基準領域1「教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」、基準領域2「学生の確保・育成・キャリア支援」に関して、法学部、経営学部と同様である。

基準領域3「適切な教職課程カリキュラム」に関しては、法学部、経営学部と同様に、4年次必修科目の「教育実習研修」と「教職実践演習」は、教職センターでシラバスを作成すると共に、担当教員による教育効果の「差」が生じないように同一の教育効果をねらう目的として、今年度より「教育実習研修」と「教職実践演習」の両科目においては、教職センター主催の教職FD・SD研修会を授業開始前に実施し、授業運営における留意点の共有化に加え、シラバス上に明記された授業内容を効果的に進めるための手法も学び合っている。

また、法学部、経営学と同様に、山梨県内の教員（OB・OG）と甲府市教育委員会の指導主事を招聘した「教育講話」は、ここ数年継続して実施している。地域の子供の実態や学校における教育実践の最新の事情等の理解を図るための重要な機会として、今後もOB・OG及び教育委員会との連携・協働を図りながら継続させていくことが重要である。

今後の課題としては、法学部、経営学部と同様に、令和4年度と比べ、シラバスの項目「アクティブ・ラーニング実施の有無」上において、アクティブ・ラーニング及びグループワークを明確に位置付けている授業が減少している。教職センターが教職科目担当者を中心に、担当授業においてアクティブ・ラーニング及びグループワークを位置付けることの意義について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていくことが必要である。

このことに加え、「保健体育科指導論」が、ICT機器の活用法に関する具体的な指導についての記述がシラバス上明確化されていない。この点に関しても、学校現場におけるICT機器導入の現状を踏まえながら、教職センターが両科目の担当者にICT機器の活用法に関する具体的な指導の重要性について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていく必要がある。

また、法学部、経営学部と同様に、教育委員会主催の児童生徒と触れ合うボランティアに参加した学生は一部の学生のみであったので、より多くの学生が、各種ボランティアに参加できるよう、教職センターとして積極的に参加を呼び掛けていくと共に、山梨県内にあるより多くの教育委員会との連携・協働を図りながら、多種多様なボランティアの機会を学生に提供していくことが重要となる。

健康栄養学部については、以下の通りである。

基準領域1「教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」、基準領域2「学生の確保・育成・キャリア支援」に関して、法学部、経営学部、スポーツ科学部と同様である。

基準領域3「適切な教職課程カリキュラム」に関しては、「教職実践演習（栄養教諭）」において、教職センター所属教員と健康栄養学の教職課程担当者との協働でシラバスを作成すると共に、オムニバス形式で協働的な授業運営も行っている。

また、法学部、経営学、スポーツ科学部と同様に、山梨県内の教員（OB・OG）と甲府市教育委員会の指導主事を招聘した「教育講話」は、ここ数年継続して実施している。地域の子供の実態や学校における教育実践の最新の事情等の理解を図るための重要な機会として、今後もOB・OG及び教育委員会との連携・協働を図りながら継続させていくことが重要である。

今後の課題としては、法学部、経営学部、スポーツ科学部と同様に2022年度と比べ、シラバスの項目「アクティブ・ラーニング実施の有無」上において、アクティブ・ラーニング及びグループワークを明確に位置付けている授業が減少している。教職センターが教職科目担当者を中心に、担当授業においてアクティブ・ラーニング及びグループワークを位置付けることの意義について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていくことが必要である。

これに加え、「食育指導法」が、ICT機器の活用法に関する具体的な指導についての記述がシラバス上明確化されていない。この点に関しても、学校現場におけるICT機器導入の現状を踏まえながら、教職センターが両科目の担当者にICT機

器の活用法に関する具体的な指導の重要性について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていく必要がある。

また、法学部、経営学部、スポーツ科学部と同様に、教育委員会主催の児童生徒と触れ合うボランティアに参加した学生は一部の学生のみであったので、より多くの学生が、各種ボランティアに参加できるよう、教職センターとして積極的に参加を呼び掛けていくと共に、山梨県内にあるより多くの教育委員会との連携・協働を図りながら、多種多様なボランティアの機会を学生に提供していくことが重要となる。

全体としては、今年度より「教職センター」が設置された。教職課程教育の中核を担うと共に、教職課程自己点検・評価活動の責任主体としての安定的運用が求められる。教職協働をより一層図りながら、教職課程教育のPDCAサイクルを回していくと共に、OB・OGと教育委員会等との連携・協働を強化していくことも重要となる。

今後の課題としては、令和4年度に比してシラバスの項目「アクティブ・ラーニング実施の有無」上において、アクティブ・ラーニング及びグループワークを明確に位置付けている授業が減少している。教職センターが教職科目担当者を中心に、担当授業においてアクティブ・ラーニング及びグループワークを位置付けることの意義について説明し、次年度のシラバス作成時に明確化していくよう指導・助言を行っていくことが必要である。

#### IV 「教職課程自己点検・評価報告書」作成プロセス

令和5年4月より、前年度までの教職委員会に替わり、教職センターが新設された。4月1日（土）に開催された第1回教職センター運営会議（構成：教職センター所属教員4名、教務課員1名）では、『令和4年度 山梨学院大学教職課程自己点検評価・報告書』を基にしながら、「2023 教職課程年間予定」について検討し、4月4日（火）に開催された第1回教職センター全体会議（構成：教職センター所属教員4名、教職センター研究員教員3名）において、その承認を得た。

さらに第1回教職センター全体会議では、全国私立大学教職課程協会『「教職課程自己点検評価書」作成の手引き 令和5年度版』（以下、「手引き」と略記）を読み合わせながら、令和5年5月より、「2023 教職課程年間予定」に示された各活動がスタートできるよう、本学の教職課程自己点検評価活動における「評価基準」と、「2023 教職課程年間予定」で示された各活動の業務分担の確認も行った。

なお、教職課程自己点検評価活動における「評価基準」は、昨年度と同様に「手引き」を拠りどころとし、例示された「取り組み観点」をそのまま運用することとした。

「2023 教職課程年間予定」で示された各活動のPDCAサイクルは、月4回の教職センター会議（運営会議2回、全体会議2回）を開催しながら教職協働で回してきた。そして、後期が始まった10月頃より、少しずつ各学部での取り組み状況を基に次年度に向けた課題等を明確化しながら関連するエビデンス資料を収集し、『令和5年度 教職課程自己点検評価・報告書』の作成に取り掛かり、令和6年1月末完成を目標に作成を進めてきた。



## V 現況基礎データ一覧

令和5年5月1日現在

法人名 学校法人 C2C Global Education Japan					
大学・学部名 山梨学院大学・法学部、経営学部、健康栄養学部、国際リベラルアーツ学部、 スポーツ科学部					
学科・コース名（必要な場合）					
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 前年度卒業者数					964
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					783
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も1と数える)					111
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用+臨時的任用の合計数)					32
④のうち、正規採用者数					8
④のうち、臨時的任用者数					24
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他(助手)
教員数※	70	33	40	4	5
相談員・支援員など専門職員数					

※大学設置基準第11条(「大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。」)の対象となる教員は、教員数に含まない。